

Ⅳ. JAPEX一般規則

公益財団法人日本郵趣協会

第1章 総則

(目 的)

- 第1条** この規則は、公益財団法人日本郵趣協会(以下「当協会」という)が主催する全国切手展(以下「JAPEX」という)に適用する一般的規則に関し、必要な事項を定める。
- 2 この規則に定めのない事項については、別に定める展覧会毎のJAPEX特別規則(以下「特別規則」という)による。

(展覧会の趣旨)

- 第2条** 日本及び世界各国の郵便切手類及び郵便制度に関する研究を発展させるとともに、作品を鑑賞することにより豊かな情操を養い郵便切手文化に理解を深めていくため、JAPEXを開催する。また、郵便切手類及び郵便制度に関する調査研究に貢献した功労者を顕彰し、郵便切手文化の発展と水準高度化を図る。

(企画・運営)

- 第3条** JAPEXの企画は、当協会の事業計画に基づき、JAPEX委員会がこれを行う。開催にあたっては、展覧会毎にJAPEX実行委員会を組織し、その運営にあたる。

第2章 出品物

(出品部門)

- 第4条** JAPEXは、非競争出品部門と競争出品部門の区分により構成する。

(非競争出品部門)

- 第5条** 非競争出品部門は、当協会による出品物若しくは当協会の要請により出品される出品物で構成され、招待出品、企画出品、特別出品及び審査員出品で構成する。ただし、JAPEX開催にあたり、その一部又は全部を除外することができる。
- 2 審査員出品は、当該JAPEXのために選任された審査員の出品物で構成する。

(競争出品部門)

- 第6条** 競争出品部門は、次の出品クラスを設けることができる。
- (1) チャンピオン・クラス
 - (2) 伝統郵趣
 - (3) 郵便史
 - (4) ステーションナリー
 - (5) 航空郵趣
 - (6) テーマティク
 - (7) ユース
 - (8) 文献
 - (9) ワンフレーム
 - (10) オープン
 - (11) その他

(チャンピオン・クラス)

- 第7条** チャンピオン・クラスは、直近5カ年に開催されたJAPEXにおいて、グランプリ、大金賞又は金賞を2回以上授賞した出品物や、同一主題を充実・発展させた出品物とする。ただし、第6条第7号から第9号の出品クラスを除く。
- 2 直近5カ年に開催された国際郵趣連盟の国際切手展及びアジア郵趣連盟のアジア国際切手展(以下「国際切手展」という)において金賞以上を受賞した出品物や同一主題を充実・発展させた出品物とする。なお、同一主題でない場合であっても、国際切手展出品時の展示に用いたマテリアルの過半数を含む作品は、同一出品者やその親族によるものであれば対象とする(クラス変更を伴う場合を含む)。ただし、第6条第7号から第9号の出品クラスを除く。

(伝統郵趣)

- 第8条** 伝統郵趣(トラディショナル)クラスは、特定の国又は地域において一定の期間に発行された郵便切手を伝統的手法(原則として発行順、額面順、又はカタログ掲載順)により整理、展開した出品物とし、次の区分に細分する。
- (1) 日本及び関連地域
日本及びその関連地域(在外日本局、旧満州国、旧植民地、占領地、琉球等の日本関連地域)
 - (2) 外国
上記(1)に該当しない国又は地域

(郵便史)

- 第9条** 郵便史クラスは、実際に郵便で運ばれた郵便物又は郵便事業に関する郵便印などの題材を整理、展開した出品物とし、次の区分に細分する。
- (1) 郵便史(ポスタルヒストリー)
特定の国又は地域の郵便の歴史を中心に整理、展開した出品物
 - (2) 郵便印郵趣(マルコフィリー)
特定の国又は地域の郵便印等を中心に整理、展開した出品物

(ステーションナリー)

- 第10条** ステーションナリー・クラスは、特定の国又は地域で発行されたポスタル・ステーションナリー(原則として料額表示のある郵便はがき、書簡等)に限定して整理、展開した出品物とし、次の区分に細分する。
- (1) 日本及び関連地域
日本及びその関連地域(在外日本局、旧満州国、旧植民地、占領地、琉球等の日本関連地域)
 - (2) 外国
上記(1)に該当しない国又は地域

(航空郵趣)

- 第11条** 航空郵趣(エアロフィラテリー)クラスは、特定の地域の航空切手、航空郵便で運ばれた郵便物など、題材を航空関連に限定して整理、展開した出品物とする。

(テーマティク)

- 第12条** テーマティク・クラスは、出品者が任意に定めたテーマに基づいて、幅広い郵趣材料を駆使して整理、展開した出品物とする。

(ユース)

第13条 ユース・クラスは、出品者が任意に定めたテーマに基づいて、幅広い郵便切手類を使用して整理、展開した出品物とし、6歳から21歳まで(年齢は当該JAPEXが開催される年の4月1日現在)が出品できる。

(文 献)

第14条 文献クラスは、郵趣に関する紙媒体及び電子媒体による出品物とし、次の区分に細分する。

- (1) 郵趣書籍
- (2) 郵趣雑誌及び定期刊行物
- (3) 切手カタログ及びチェックリスト

(ワンフレーム)

第15条 ワンフレーム・クラスは、第6条第2号から第6号、第6条第10号から第11号の出品クラスの出品物について、これを1フレームに内容が完結するようまとめた出品物とする。

(オープン)

第16条 オープン・クラスは、郵趣材料の他、非郵趣材料を使用して整理、展開した出品物とする。ただし、郵趣材料を中心として構成するとともに、非郵趣材料は全材料の50%を超えてはならない。

(その他)

第17条 その他クラスは、第8条から第16条までに該当しない対象を扱ったもので、宇宙郵趣(アストロフィラテリー)、マキシマフィリー、現代郵趣、印紙、絵はがき等の出品物がある。現代郵趣は、1980年代以降に発行されたマテリアルで構成された伝統郵趣、郵便史、ステーションナリーの出品物とする。

(出品資格)

第18条 競争出品部門の出品者は、本規則及び特別規則を承諾し、出品物は全て出品者自ら所有するものでなければならない。このことにより、著作権等による争議が生じた場合には、当協会は一切の責任を負わない。

2 出品資格は個人とし、居住地及び国籍等を含め一切の制限を設けない。ただし、当該JAPEX審査員、その血縁者及び婚姻関係者は、いずれのクラスにも出品することができない。

3 第2項の規定に関わらず、文献クラスは共著、法人(当協会切手研究会を含む)又は任意団体により出品することができる。

4 第2項の規定に関わらず、オープン・クラスはグループにより出品することができる。

(出品制限)

第19条 第7条に定めるチャンピオン・クラスの出品要件に該当する出品物は、チャンピオン・クラス以外の出品クラスに出品できない。

(出品規格)

第20条 出品物の規格は、次の通りとする。このサイズを超えるリーフ(ページ)は、一部を重ねての収納又は展示できない場合がある。この場合、リーフ(ページ)及びマテリアルに破損等が生じても当協会は一切の責任を負わない。

- (1) リーフ(ページ)の展示可能なサイズ(保護ラップを被せたサイズ)
 - ① 標準リーフ(ページ)

A4(厚さ5mm以内)または、縦290mm×横230mm(厚さ5mm以内)

- ② ダブルリーフ(ページ)

A3(厚さ5mm以内)または、縦290mm×横460mm(厚さ5mm以内)

- ③ ワイドリーフ(ページ)

縦290mm×横310mm(厚さ5mm以内)

(ただし、いずれも下辺10mmは厚さ1mm以内)

- (2) 展示フレーム上の配列

展示フレームは4段構成で、1段におけるリーフ(ページ)の配列は、次の通りとする。ただし、ユースの11歳以下は3段構成でも出品することができる。

- ① 標準リーフ(ページ)4枚

- ② ダブルリーフ(ページ)2枚

- ③ 標準リーフ(ページ)2枚とダブルリーフ(ページ)1枚

- ④ ワイドリーフ(ページ)3枚

- (3) リーフ(ページ)の配色

リーフ(ページ)の配色は、白色又は薄い色のついたものに限定し、黒色及び濃色のリーフ(ページ)は不可とする。

(展示番号)

第21条 出品物の各リーフ(ページ)には、表面の左下部に展示順を示す通し番号を明記しなければならない。また、裏面には出品者名及び表面に記載したものと通し番号を明記することを推奨する。

(保護ラップ)

第22条 出品物の各リーフ(ページ)は、透明の三方綴じの保護ラップ(カバー)に入れなければならない。

(イントロダクトリーページ)

第23条 出品者は、出品申込においてイントロダクトリーページ(タイトルページ)の画像またはコピーを提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、ユース・クラス及び文献クラスの出品物は、これを省略することができる。

(鑑定書)

第24条 出品物の郵趣材料に鑑定書がある場合には、該当リーフ(ページ)の裏面に鑑定書を添付し、当該郵趣材料の直近部に(c)の印を記載して明示しなければならない。

(出品物送付明細書)

第25条 出品者は、出品物送付明細書(インベントリーフォーム)に各リーフ(ページ)の貼付切手及び貼付封筒・葉書類の枚数を正確に記載して提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、ユース・クラス及び文献クラスの出品物は、これを省略することができる。ただし、電子媒体による出品物は、全ての内容物のプリントアウトを提出しなければならない。

(フレームの割当)

第26条 競争出品部門の各クラスの出品物には、次のフレーム数が割り当てられる。

- (1) チャンピオン・クラス

5フレーム～8フレーム

- (2) 伝統郵趣、郵便史、ステーションナリー、航空郵趣、テーマティック、オープン及びその他

2フレーム～8フレーム

- (3) ユース
1フレーム～5フレーム
- (4) ワンフレーム
1フレーム

(文献の出品規格)

第27条 文献出品物の規格は次の通りとし、出品者は出品物1件につき展示用及び審査用の出品物2部を提出しなければならない。

- (1) 郵趣書籍は、出品申込の締切日までに発行されており、直近3カ年以内に出版されていなければならない。
- (2) 郵趣雑誌及び定期刊行物は、出品申込の締切日までに発行されており、直近2カ年以内に出版されていなければならない。
- (3) 定期刊行物は、季刊の場合には直近号を含む継続2回分以上、隔月刊の場合には、直近号を含む継続3回分以上、月刊の場合には、直近号を含む継続6回分以上の出品物でなければならない。
- (4) 郵趣雑誌及び定期刊行物のうち、(2)又は(3)の要件に適合しない雑誌や刊行物については、①雑誌や刊行物の著作権を出品者自身が保有しているか譲渡されていること、②合本されていること、③新たな情報の付加又は更新がされていることを要件として、(1)の郵趣書籍として出品できるものとする。

(出品料)

第28条 出品料は、特別規則において定める。

第3章 出品物の取り扱い

(出品申込)

第29条 出品者は、所定の出品申込書に必要事項を漏れなく記載の上、出品料、顔写真、インTRODakトリーページ(タイトルページ)を添えて、特別規則の定めに従い提出する。

(出品物の受付)

第30条 当協会は、提出書類及び出品料を受領すると、出品受付書、出品用封筒及び出品物送付明細書(インベントリーフォーム)等の書類を出品者に送付する。

(出品物の搬入)

第31条 出品者は、出品用封筒の表面に必要事項を正確に記載の上、出品物を出品用封筒に入れて、特別規則の定めに従い提出する。その際、出品物送付明細書(インベントリーフォーム)は、第1フレーム用の出品用封筒に同封する。
2 出品物は展示できる状態で搬入し、包装の不備による出品物の破損等については、当協会は一切の責任を負わない。

(保管証)

第32条 当協会は、出品物及び出品物送付明細書(インベントリーフォーム)を受領すると、保管証等の書類を出品者に送付する。

(出品物の取消)

第33条 JAPEX委員会は、次の場合には出品物の受理を取り消すことができる。この場合には、出品者の特典は供与されない。

- (1) 出品物がこの規則及び特別規則に違反していると判断した場合
- (2) 出品申込書に記載すべき重要事項(過去の授賞記録等)の記載に虚偽若しくは重大な瑕疵が認められた場合

- (3) その他、出品物を受理しないことが適当と判断した場合

(保 険)

第34条 出品物の保険は、出品者自らの責任と負担においてかけるものとする。

(出品物の展示及び撤去)

第35条 競争出品部門における出品物の展示及び撤去は JAPEX実行委員会がこれを行い、出品者自らが行うことはできない。

- 2 JAPEX開催会期中の出品物の返却、取り外し等に関する要請には、一切応じられない。

(出品物の返却)

第36条 出品物は、JAPEX終了後、出品者が出品申込書に記載した返却方法で原則返却される。ただし、文献クラスの出品物についてはこれを返却しないが、切手の博物館への寄贈等を通して郵便切手文化の普及として有効に活用される。

第4章 審 査

(審査員会)

第37条 JAPEXの競争出品物を審査し、優秀な出品物を表彰するため、会期毎にJAPEX審査員会(以下「審査員会」という)をおく。

- 2 審査員会を構成する審査員等については、原則として当協会の公認審査員の中より審査委員会が選任する。
- 3 審査員の内1名を審査員長とし、審査員長は審査員会を代表し、審査結果の最終権限を有する。
- 4 審査員長及び審査員名簿については、JAPEX会期前に当協会ホームページ等で公開する。
- 5 審査員会の議事は、非公開とする。

(審査基準)

第38条 審査員会は、JAPEX委員会により審査対象とすることが決定した全出品物に対し、別に定める全国切手展 JAPEX審査基準(以下「審査基準」という)に従い出品物を厳正に審査し、その総得点及び賞を決定する。

- 2 審査基準については、出品申込の期間前に当協会ホームページ等で公開する。

(出品クラスの変更)

第39条 審査員会は、出品物が出品申込書に記載された出品クラスの内容に適合しないと判断した場合には、出品クラスを変更して審査することができる。その際、出品料に変更が生じた場合は、当協会は出品者に対して出品料の差額を徴求または返却する。

- 2 審査員会は、出品物がいずれの出品クラスにも適合しないと判断した場合には、その他クラスの審査基準に基づき審査することができる。

(審査対象からの除外)

第40条 審査員会は、出品物を審査対象とすることが適当でないと判断した場合には、その出品物を審査対象から除外することができるものとし、審査対象からの除外を決定した際は、出品者に可及的速やかに通知する。

- 2 審査員会は、第6条第8号に該当する出品物の内、電子媒体による出品物については、特別規則に規定の技術仕様に準拠していない場合、当該出品物を審査対象外とするこ

とがある。技術仕様に適合しているにもかかわらず、閲覧が不可能な場合は、再提出を求めることがある。

3 JAPEX委員会は、審査委員会の決定に従い当該出品物に対する当初の決定を変更する。

4 本条第1項から第3項のいずれにおいても、出品料は返金されない。

(有害な郵趣材料を含む出品物の取り扱い)

第41条 審査委員会は、出品物に有害な郵趣材料(偽造品・変造品若しくはその疑いがある郵趣品等)が含まれると判断した場合には、出品者に警告を行うことがある。

2 審査委員会は、出品者に警告を行った旨をJAPEX委員会及び当協会理事会に報告する。

(賞)

第42条 審査委員会は、審査基準に基づき、次の賞を決定する。

(1) 全出品物について出品クラスごとに審査し、総得点に応じ大金賞、金賞、大金銀賞、金銀賞、大銀賞、銀賞、銀銅賞、銅賞及び佳作を決定し、賞状を授与する。銅賞以上の入賞出品物には、メダルを授与する。

(2) チャンピオン・クラスの出品物については、原則として大金賞又は金賞を授与する。ただし、総得点が85点に満たなかった場合には、下位のメダルを授与することとはせず、記念品を授与する。

(特別賞)

第43条 審査委員会は、次に定める基準に基づき、次の特別賞を決定する。

- (1) 第6条第2号から第6号及び第11号の各クラスのうち最高得点の出品物の内1点には、グランプリを授与する。
- (2) チャンピオン・クラスのうち特に優れた出品物の内1点には、前号とは別にグランプリを授与することがある。
- (3) ユース・クラスで最高得点の出品物にはベスト・ユース賞、ワンフレーム・クラスで最高得点の出品物にはベスト・ワンフレーム賞、オープン・クラスで最高得点の出品物にはベスト・オープン賞を授与する。
- (4) 別に定める小倉謙賞授賞要項、住野正顕賞授賞要項及び手嶋康賞授賞要項に基づき、小倉謙賞、住野正顕賞及び手嶋康賞を授与することがある。
- (5) 出品物に対する評価に応じ、その他の特別賞(JAPEX実行委員会賞、JPS研究会特別賞、企業・団体からの寄贈賞等)、又は特に学術研究成果の高い出品物に審査員賞詞(賞状)を授与することがある。

(審査結果)

第44条 審査結果については、出品者に通知するほか、JAPEX会場及び当協会ホームページ等で公開する。

(表彰式)

第45条 表彰式はJAPEX会期中に開催し、入選となった出品者へ賞状等を授与する。

(審査評)

第46条 審査員長は、表彰式において審査総評の概要を公開する。また出品者に対しては、出品物返却時に評価項目別の得点を含めた審査評を送付する。

(クリティーク)

第47条 クリティーク(審査員と出品者との対話)を希望する出品者は、予め出品申込書にその旨を記載する。

2 審査委員会は、希望する出品者に対して所定の時間に公開でクリティークを実施する。ただし、担当審査員と出品

者の間で合意がある時は、賞の公表後から任意に当該出品者の出品物の講評をすることができる。この場合、審査委員会は関与せず、その責を負わない。

3 出品者はクリティークに限り、自分の出品物に関する審査上の質問ができる。なおクリティークを受けた出品者に対しては、審査評のコメントを省略する場合がある。

(国際切手展への出品資格)

第48条 原則として第6条第2号から第6号、第9号から第11号の各クラスで75点以上(金銀賞以上)を得点した出品物は、国際切手展への出品資格を得る。ただし、各国際切手展の特別規則(IREX)等の基準が異なる場合は、原則としてそれら基準に従う。

2 原則としてユース・クラスにおいて、10歳以上15歳以下で70点以上(大銀賞)または16歳以上で75点以上(金銀賞以上)を得点した出品物は、国際切手展への出品資格を得る。なお、9歳以下は国際切手展の出品資格に該当するクラスはない。ただし各国際切手展の特別規則(IREX等)の基準が異なる場合は原則としてそれら基準に従う。

第5章 雑 則

(展 示)

第49条 JAPEX委員会は展示面積の制約、会場の損壊、防疫等やむを得ない理由により、出品者に通知することなく出品物の一部または全部を展示しないことがある。

(出品物の写真撮影)

第50条 当協会は、郵便切手文化の発展と水準高度化にあたり、出品物の写真撮影又は複写を行い、月刊誌『郵趣』等への掲載として使用することがある。

2 JAPEX会場における出品物の写真撮影については、JAPEX実行委員会の許可が必要となる。

(出品物の著作権)

第51条 出品物のうち特に優れた出品物については、月刊誌『郵趣』及びJAPEX出版物等への掲載に使用することがある。これらの出版物に関する著作権等は、当協会に帰属する。

(個人情報)

第52条 JAPEXにおける個人情報は、厳重に管理し、賞品の発送、入選者の報道発表、郵趣刊行物、当協会ホームページ、JAPEX出版物の案内等、JAPEX事業に必要な範囲内で利用する。

(改 正)

第53条 この規則の改正は、理事会との協議を踏まえて審査・国際委員会により行うものとする。規則改正時は各委員会に通知の上、直近のJAPEXの出品公募開始時より、JAPEXの公式ウェブサイト等で規則を公開する。

(附則)

この規則は、1997年9月27日から施行する。

(第45回理事会議決)

一部改正 2000年5月20日(第53回理事会議決)

一部改正 2002年3月2日(第61回理事会議決)

一部改正 2003年9月14日(第68回理事会議決)

一部改正 2006年5月27日(第82回理事会議決)

一部改正 2007年6月2日(第87回理事会議決)

一部改正 2012年3月10日(第9回理事会議決)

一部改正 2014年3月8日(第21回理事会議決)
一部改正 2016年3月5日(第32回理事会議決)
一部改正 2019年7月27日(第50回理事会議決)
一部改正 2020年7月9日(第55回理事会議決)
一部改正 2021年6月5日(第60回理事会議決)
一部改正 2023年6月3日(第70回理事会議決)
一部改正 2025年12月2日(第88回理事会議決)